平成２２年（フ）第８９号
栃木県芳賀郡益子町大字塙1069番地　高島アパート16号
債務者　木村　敏一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０号
栃木県芳賀郡益子町大字塙1069番地　高島アパート16号
債務者　木村　京子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１号
栃木県宇都宮市石井町2047番地２
債務者　菊池　充洋
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２号
栃木県宇都宮市竹林町446番地１　ウイングフィールズ１　410、前住所栃木県宇都宮市岩曽町1392番地
債務者　藤田　命子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４号
栃木県宇都宮市川田町1249番地５　シュロス川田101、前住所栃木県宇都宮市松原２丁目２番12号　高木ハイツＡ棟101
債務者　佐々木　武
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５号
栃木県下都賀郡壬生町駅東町１番８―225号県営壬生住宅、前住所栃木県下都賀郡壬生町本丸２丁目21番23号　中村貸家１号室
債務者　大越かおる
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９６号
栃木県日光市所野1541番地434
債務者　吉澤志津代
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１００号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　市営住宅41号棟133
債務者　堀川　和幸
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８号
静岡県掛川市中宿217番地
債務者　黒田　素子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後２時　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第５号
栃木県宇都宮市針ヶ谷町435番地４
債務者　早川　和平
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０号
栃木県日光市足尾町砂畑２番６号、前住所福島県郡山市舞木町字四合田103番地の７
債務者　鈴木　伸二
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９７号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1137番地３　メッツ大野201
債務者　大内　芳文
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１号
栃木県那須塩原市上厚崎71番地33
債務者　野﨑　昌子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目８番地13
債務者　北谷　邦子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０３号
栃木県宇都宮市陽南２丁目14番28号　グランドール陽南403号室
債務者　渡邊　直子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２号
横浜市青葉区新石川４丁目26番地１　307
債務者　北村　静雄
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部